

医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求める。

- 1 4 介護支援専門員は、医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを居宅サービス計画に位置づける。また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置づける際、主治の医師の医学的観点からみた留意事項が示されている場合には、それを尊重する。
- 1 5 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法 73 条第 2 項に規定する認定審査会の意見又は同法第 37 条第 1 項の規定による指定に係る居宅サービスの種類が記載されている場合には、利用者にその旨（同条第 1 項の規定による指定に係る居宅サービスの指定については、変更の申請ができることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する。
- 1 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく計画的にサービス利用が行われるようにする。
- 1 7 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付の対象となるサービス以外にも、保健医療サービスや福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も勘案して、居宅サービス計画上に位置付けるよう努める。
- 1 8 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対して、そのサービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

（利用料その他の費用の額）

- 第 1 3 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護保険法に基づく、介護報酬の告示上の額とする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅支援に要した交通費は、利用者及びその家族と相談の上、その実費（10km毎に100円）を徴収する。
 - 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
 - 4 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、利用料の額を記載した指定居宅支援提供証明書を利用者に対して交付する。

第 5 章 通常の事業の実施地域

（通常の事業の実施地域）

- 第 1 4 条 通常の事業の実施地域は、別府市、日出町の区域とする。